

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和6年12月末まで有効)			

警 務 第 2 8 3 号  
令 和 5 年 1 2 月 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和6年青森県警察の運営方針及び活動指針について

令和6年青森県警察の運営方針（以下「運営方針」という。）が、青森県公安委員会運営規則（平成13年3月青森県公安委員会規則第4号）第2条第2項の規定に基づき、青森県公安委員会から下記のとおり示され、これに合わせて本職が、令和6年青森県警察の活動指針（以下「活動指針」という。）を下記のとおり決定したので、所属職員に周知徹底されたい。

記

1 運営方針

安全・安心を実感できる青森県の実現

2 活動指針

強く・正しく・温かく

3 設定の趣旨等

(1) 運営方針

本県の治安情勢は、刑法犯認知件数が令和4年から増加傾向に転じたほか、交通事故の発生件数及び負傷者数は前年より増加し、死者数にあっては、平成30年以来40人を超えるなど憂慮すべき状況にある。

また、特殊詐欺被害件数が過去最高で推移しているほか、DV・ストーカー事案等への対応、サイバー空間の安全確保、大規模災害への対応等、県警察が直面する課題は山積している状況にあり、いまだ県民が、安全・安心を実感できるまでに至っていない状況にある。

県警察の目指すところは、県民が安心して暮らせる安全な街を実感することであるため、本年に引き続き、「安全・安心を実感できる青森県の実現」とされたものである。

なお、運営方針は、県警察の事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向であり、本職からの指示は、全て運営方針に沿った意義を有するものであることから、各位にあっては、県公安委員会が運営方針を設定した趣旨を十分理解し、

常に運営方針を念頭に置いた各種対策を推進すること。

(2) 活動指針

活動指針は、職員があらゆる警察活動において常に心掛けるべき事項である。

「強く・正しく・温かく」という言葉は、県民の安全・安心を脅かす不正に対していささかも怯むことのない「強い」姿勢で、法的のみならず、倫理的・道義的にも「正しく」、県民の立場に立って考える「温かな」職務執行をするという警察職員の行動規範として示したものである。

職員一人一人が高い規律と士気を保持して積極的に職務に精励し、県民の期待と信頼に応えていくためには、この3つを兼ね備えた職務執行が必要であることから、各位にあつては、この活動指針が職員一人一人に定着するよう、あらゆる機会を通じて、その浸透を図ること。

担当 警務課企画係

令和6年青森県警察運営方針

# 安全・安心を実感できる青森県の実現



活動指針

強く・正しく・温かく

青森県公安委員会・青森県警察